

入札心得

1 入札の条件

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に見積金額の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、いわき市現務規則（昭和44年いわき市規則第17号）第115条の規定により入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。
納付された入札保証金は、落札した者に対しては契約締結後に、それ以外の者に対しては入札執行後に、還付する。
- (2) 入札参加者は、仕様書等を熟覧のうえ、入札に参加するものとする。仕様書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札は、指定した日時、場所において執行し、入札執行者が入札開始を宣言した後の参加は認めないので、入札参加者は、入札開始時間までに入札場所に到着していること。
なお、自然災害等不可抗力により入札開始時間までに到着が困難なときは、入札執行までに入札担当部署へ連絡することとする。
- (4) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。
- (5) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (6) 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の8第3項の規定により、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合は、入札の執行を延期又は中止することがある。
- (8) 次の一に該当する入札は無効とする。
 - ア 入札を執行する日に有効な、関係法令に基づく資格や登録を得ていない等、入札参加資格のない者が行った入札
 - イ 委任状を持参しない代理人が行った入札
 - ウ 入札執行前に入札保証金を納付すべき者が納付しないで行った入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字、脱字又は金額欄に金額がない等、入札意思表示が不明瞭な入札
 - キ 同一の入札に他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ク 金額欄に「0円」と記載された入札
 - ケ 再度の入札における前回の最低入札価格以上の入札
 - コ その他市長が指定した事項に違反した入札
- (9) 開札の結果、予定価格の範囲内で最低の入札をした者を落札者とする。
- (10) 最低制限価格を設定した入札にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札をした者で、なおかつ最低の入札をした者をもって落札者とする。
- (11) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。ただし、最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回った価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。
- (12) 再度の入札に付して落札者がいない場合には、当該入札を中止する。ただし、発注者の指示により、政令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約とすることができる。
- (13) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
なお、入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、その者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

2 契約の条件

- (1) 落札決定者は、落札決定の日から7日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に契約の手続がなされない場合には、落札の効力を失う。
- (2) 落札者が正当な理由なく指定した期限までに契約を締結しないときは、落札金額（単価による契約にあっては、単価に予定数量を乗じた額）の100分の3に相当する額を違約金として徴収する。ただし、当該落札者が入札保証金を納付しているときは免除する。
- (3) 契約の保証
 - ア 落札者は、契約の保証として契約代金額の10分の1以上の額の現金を納付するか又は担保及び保証とし

て契約締結時まで次のいずれかの書類を提出するものとする。

- (ア) 現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関が振り出したもの又は支払いを保証したものに限り。）を指定金融機関に納付し、交付を受けた領収証書
 - (イ) 契約保証金の金額に相当する金額の有価証券を会計管理者又は会計管理者から委任を受けた出納員に提出し、交付を受けた領収証書
 - (ウ) 銀行又は保証事業会社（以下「金融機関等」という。）が交付する金融機関等の保証に係る保証書
 - (エ) 保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券
 - (オ) 保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券
- イ 契約代金額が 300 万円未満の場合は、契約保証金の納付を免除するものとし、300 万円以上の場合は、契約保証を付することとする。
- (4) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項の規定により、契約当事者両者が契約書に記名押印したときとする。
 - (5) 当該業務の着手の時期は、契約締結の日から 5 日以内とする。

3 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札談合の可能性が認められる場合は、中止するものとする。
- (3) 落札者が、談合その他不正行為により、公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受け当該命令が確定したときなどの場合は、契約代金額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として請求することができる。
- (4) 入札後に談合の事実が判明した場合は、当該入札を無効とし、契約（仮契約）中であっても契約を解除することができる。
- (5) 談合情報を得たときの手続に関しては、いわき市入札談合情報処理要綱を遵守すること。

4 その他

その他必要な事項は、その都度指示するものとする。